

○宇城広域連合消防法等施行細則

平成19年4月1日宇城広域連合訓令第24号
改正 平成19年11月1日宇城広域連合訓令第56号
改正 平成21年11月27日宇城広域連合訓令第9号
改正 平成22年10月1日宇城広域連合訓令第5号
改正 平成24年4月27日宇城広域連合訓令第6号
改正 平成25年2月20日宇城広域連合訓令第3号
改正 平成27年7月29日宇城広域連合訓令第12号
改正 平成30年12月26日宇城広域連合訓令第10号
改正 平成31年4月1日宇城広域連合訓令第6号
改正 令和2年5月19日宇城広域連合訓令第4号

(趣旨)

第1条 この細則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入検査証票)

第2条 法第4条第2項、第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第34条第2項の規定による消防職員の立入検査の証票は、様式第1号のとおりとする。

(消防訓練計画及び訓練実施報告)

第3条 法第8条第1項の規定により、消防計画を作成した防火対象物の管理について権原を有する者は、当該消防計画に基づく消防訓練実施計画報告書（様式第2号）及び消防訓練実施結果報告書（様式第3号）により所轄消防署長に提出しなければならない。

(防火管理者の届出)

第4条 消防長（消防署長）は、法第8条第2項の規定により、防火管理者の選任及び解任の届出書を受理したときは、これを審査し支障がないと認めたときは、副本に必要事項を記入し届出者に交付するものとする。

(液化石油ガス等の貯蔵、取扱いの開始（廃止）届出)

第5条 消防長（消防署長）は、法第9条の3の規定により、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書を受理したときは、これを審査し、支障がないと認めたときは、副本に必要事項を記入し届出者に交付するものとする。

(危険物の仮貯蔵、仮取扱いの承認)

第6条 法第10条第1項ただし書の規定により、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書（様式第4号）2部を消防長に提出しなければならない

ない。

2 消防長は、前項の申請書を受理したときはこれを審査し、支障がないと認めたときは副本の経過欄に必要事項を記入し申請者に交付するものとする。

3 前項の副本の交付を受けた者は、外部から見やすい箇所に仮貯蔵又は仮取扱いをする期間並びに危規則第17条及び第18条の規定に準じた標識及び掲示板を掲げなければならない。

（製造所等の設置又は変更の許可）

第7条 広域連合長は、法第11条第1項の規定により、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の申請について許可するときは、許可証（様式第5号）及び副本（様式第6号の印を押したもの）を申請者に交付するものとする。

2 法第10条第4項に規定する技術上の基準について、危令第23条の規定による基準の特例を受けようとする者は、特例規定適用願（様式第7号）2部を製造所等の設置又は変更の許可申請書に添えて提出しなければならない。

3 広域連合長は、前項の特例規定適用願を審査し、支障ないと認めるときは、副本に認定証（様式第8号）の印を押し、願い出人に交付するものとする。

（製造所等の許可書類の再交付）

第8条 法第11条第1項の規定により、製造所等の設置又は変更の許可を受けた者（同条第6項の規定により、設置者の地位を継承した者を含む。）が、当該製造所等に係る許可書類等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可書類等再交付申請書（様式第9号）2部を広域連合長に提出し、再交付を申請することができる。

（許可の取消しの申出）

第9条 法第11条第1項の規定により、製造所等の設置又は変更の許可を受けた後、その許可の取消しを申し出ようとする者は、製造所等許可取消申請書（様式第10号）に当該製造所等の許可証及び申請書の副本を添付し提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 法第11条第1項の規定により、製造所等の設置又は変更の許可申請を行い、許可前にその申請を取り下げようとする者は、製造所等許可取下申請書（様式第11号）を提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定により申請の取下げがあった場合は、同項の申請書に様式第12号の印を押して製造所等の設置又は変更の許可申請書の副本を申請者に返付するものとする。

（製造所等の変更届）

第11条 製造所等において、法第11条第1項後段に規定するもののほか、軽微な変更をしようとするときは、危険物製造所等変更届出書（様式第13号）2部を広域連合長に提出しなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の届出を受理したときは、これを審査し、支障がないと認めたときは、1部に届出済証（様式第14号）の印を押して届出者に交付するものとする。

（製造所等の不許可通知書等）

第12条 広域連合長は、法第11条第2項の規定による製造所等の設置又は変更の許可申請が、法第10条第4項の規定により政令で定める技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に適合しないと認めたときは、不許可通知書（様式第15号）に製造所等の設置又は変更の許可申請書の副本を添付して申請者に通知するものとする。

- 2 法第11条第5項の規定による完成検査を行った結果、政令で定める技術上の基準に適合しないと認めたときは、不適合通知書（様式第16号）に前項の申請書の写しを添付して申請者に通知するものとする。

（製造所等の仮使用の承認）

第13条 広域連合長は、法第11条第5項のただし書の規定により、製造所等の仮使用の承認申請書を受理したときは、これを審査し、支障がないと認めたときは、一部の備考欄に必要事項を記入し申請者に交付するものとする。

- 2 前項の交付を受けた者は、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に、仮使用の承認を受けている旨の様式第17号による掲示板を掲げなければならない。

（製造所等の仮使用承認の取消し）

第14条 広域連合長は、仮使用の承認をした後において、工事の方法、内容等から判断して、当該施設の保安を確保することができないと認めたときは、当該承認を取り消すものとする。

- 2 広域連合長は、前項の規定により仮使用の承認を取り消すときは、様式第18号により申請者に通知するものとする。

（製造所等の譲渡又は引渡しの届出）

第15条 広域連合長は、法第11条第6項の規定による製造所等の譲渡又は引渡しの届出があったときは、届出書の副本に届出済証（様式第14号）の印を押して届出書を交付するものとする。

- 2 譲渡引渡しを証明する書類は、譲渡引渡書（様式第19号）とする。

（タンク検査済証）

第16条 広域連合長は、法第11条の2の規定により、完成検査前検査（水張検査及び水圧検査に係るもの。）を行った結果、危令第8条の2第7項で定める基準に適合していると認めたときは、当該申請書を添付されたタンク構造明細図書等の一部に検査済証（様式第20号）の印を押して、タンク検査済証に添付し申請者に交付するものとする。

- 2 危令第8条の2第7項の規定によるタンク検査済証（副）は、当該タンクの見やすい箇所に貼付しなければならない。

- 3 前項のタンク検査済証（副）は、地下タンクにあっては、タンク支柱を設けマンホールから容

易に確認できる箇所としなければならない。

（タンク検査済証の再交付）

第17条 危令8条の2第7項の規定によるタンク検査済証の交付を受けている者は、当該タンク検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、タンク検査済証再交付申請書（様式第21号）2部を広域連合長に提出し、その再交付を申請することができる。

2 危令第8条の2の2の規定に係るものは、この限りでない。

3 タンク検査済証を汚損し、又は破損したことにより前項の申請をする場合は、同項の申請書に当該タンク検査済証を添付しなければならない。

4 広域連合長は、再交付の決定をしたときは、タンク検査済証に当該申請書1通を添付し、申請者に交付するものとする。

5 タンク検査済証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失したタンク検査済証を発見した場合は、これを10日以内に広域連合長に返納しなければならない。

（危険物の種類又は数量の変更届出）

第18条 広域連合長は、法第11条の4の規定により、製造所等において貯蔵し又は取り扱う危険物の種類又は数量の変更の届出があった場合は、副本に届出済証（様式第14号）の印を押して届出者に交付するものとする。

（危険物保安監督者の届出）

第19条 法第13条第1項の規定により、同条第2項に規定する届出書には、実務経験証明書（様式第22号）を添付しなければならない。

2 危規則第48条の3に規定する届出書のうち選任の届出書には、危険物保安監督者選任承諾書（様式第23号）を添付しなければならない。

（危険物取扱者の届出）

第20条 法第13条第3項の規定により、製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者（指定された類）が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

2 危令第31条の2の規定に定められた製造所等以外の製造所等で、危険物を取り扱う場合は危険物取扱者届出書（様式第24号）2部を広域連合長に提出しなければならない。

3 広域連合長は、前項の届出を受理したときは、これを審査し、支障がないと認めたときは、副本に届出済証（様式第14号）の印を押して届出者に交付するものとする。

（予防規程の認可）

第21条 法第14条の2第1項の規定により、予防規程の認可を受けようとする者は、予防規程2部を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の予防規程を受理したときは、これを審査し、支障がないと認めたときは、

提出された予防規程の1部に認可証(様式第25号)の印を押して提出者に交付するものとする。

(危険物収去書の交付)

第22条 法第16条の5第1項の規定により、消防職員に危険物を収去させるときは、被収去者に危険物収去書(様式第26号)を交付するものとする。

(資料の提出)

第23条 法第16条の5第1項の規定により、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、資料提出書(様式第27号)2部に必要な図書等を添付して広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定により資料の提出があったときは、資料提出書の副本に資料提出受理済(様式第28号)の印を押して提出者に送付するものとする。

(製造所等における記載事項の変更届出)

第24条 第15条及び第18条の届出によるほか、製造所等の設置者の住所、氏名(法人の場合は代表者名)、名称及び所在地の地名、地番の変更など許可書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに記載事項変更届出書(様式第29号)2部を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の届出書を受理したときは、これを審査し、支障がないと認めたときは、副本に届出済証(様式第14号)の印を押して届出者に交付するものとする。

(製造所等の使用休止等の届出)

第25条 製造所等の所有者、管理者又は占有者は製造所等の使用を3か月以上にわたって休止しようとするときは、7日前までに製造所等使用休止(再開)届出書(様式第30号)による届出書を広域連合長に提出しなければならない。使用を再開するときも、同様とする。

(製造所等の災害発生の届出)

第26条 製造所等の所有者、管理者又は占有者は、製造所等において、火災その他の災害が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、速やかに製造所等災害発生届出書(様式第31号)による届出書を広域連合長に提出しなければならない。

(届出書の添付書類)

第27条 危険物製造所等に係る申請及び届出を、代理人より提出をしようとするときは、当該申請及び届出に係る権限を委任する旨を証する委任状を添付しなければならない。

(火災警報の発令基準)

第28条 法第22条第3項に規定する火災に関する警報は、次の各号のいずれかに該当する場合発するものとする。

- (1) おおむね湿度が40パーセント以下で実効湿度が65パーセント以下となり、かつ、最大風速が毎秒7メートルを超える見込みの気象状況で必要と認められるとき。
- (2) 前号以外で必要と認められるとき。

(火気使用制限区域の標識)

第29条 法第23条の規定により、たき火又は喫煙の制限をした区域には、様式第32号による標識を掲げるものとする。

(火災発生の通報)

第30条 法第24条第1項に規定する火災発見者は、電話、駆け付けその他の方法により、所轄消防署に通報しなければならない。

(消防用設備等の特例申請)

第31条 令第32条の規定により消防用設備等の基準の特例を受けようとする者は、様式第33号の消防用設備等特例申請書2部を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の申請があったときは申請内容を調査の上、特例適用の適否を審査し、審査結果を申請書副本の経過欄に必要事項を記入し申請者に交付するものとする。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定)

第32条 令第35条第1項第2号の規定に基づき、法第17条の3の2の消防長又は消防署長の検査を受けなければならない防火対象物を次のように指定する。

(1) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で延べ面積が500平方メートル以上のもの

(消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の指定)

第33条 令第36条第2項第2号の規定に基づき、法第17条の3の3の消防設備士の免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物を次のように指定する。

(1) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

(標識又は表示の方法)

第34条 規則に規定する消防用設備等の標識の表示の方法は、別表のとおりとする。

(委任)

第35条 この訓令の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月1日宇城広域連合訓令第56号)

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日宇城広域連合訓令第15号)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月27日宇城広域連合訓令第9号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の宇城広域連合消防法等施行細則は、平成21年11月1日から適用する。

附 則（平成22年10月1日宇城広域連合訓令第5号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日宇城広域連合訓令第6号）

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年2月20日宇城広域連合訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月29日宇城広域連合訓令第12号）

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成30年12月26日宇城広域連合訓令第10号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日宇城広域連合訓令第6号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年5月19日宇城広域連合訓令第4号）

この訓令は、公表の日から施行する。

別表

種別				区分	表示区分	色		大きさ (cm)		設置場所
						地	文字	長辺	短辺	
消火設備	消火器具	消火器	消火器の標識	消 火 器	赤	白	24	8	当該消火器具のある場所の見やすい位置	
		簡易消火用具	水バケツの標識	消火バケツ	赤	白	24	8		
			水槽の標識	消 火 水 槽	赤	白	24	8		
			乾燥砂の標識	消 火 砂	赤	白	24	8		
			膨張ひる石膨張真珠岩の標識	消火のひる石	赤	白	24	8		
	屋内消火栓設備	消火栓箱の表示	消 火 栓	—	—	30	10	屋内消火栓箱の表面		
		非常電源用開閉器の表示	屋内消火栓設備用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由		当該開閉器の直近の見やすい位置		
	スプリンクラー設備	制御弁の標識	制 御 弁 (スプリンクラー設備)	赤	白	30	10	当該設備の直近の見やすい位置		
		送水口の標識	送 水 口 (スプリンクラー設備)	赤	白	30	10			
	水噴霧消火設備等(水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備)	手動式起動装置の標識	手動起動装置 () ()内には当該設備の種別を表示すること。	赤	白	30	10			
		ホース接続口の標識	ホース接続口 () ()内には当該設備の種別を表示すること。	赤	白	30	10			
	屋外消火栓設備	消火栓箱の表示	ホース格納箱 (屋外消火栓)	赤	白	30	10			
		消火栓の標識	消 火 栓	赤	白	30	10			

警報設備	自動火災報知設備	常用電源用開閉器の表示	自動火災報知設備用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由		当該設備の直近の見やすい位置
	消防機関に通報する火災報知設備	発信機用押ボタンの標識	火災報知機	赤	白	24	8	発信機の上方で見やすい位置
避難設備	避難器具	避難器具の標識	避難〇〇 〇〇には器具の名称を表示のこと。	白	黒	36	12	当該設備を設置した室の入口又は格納する場所の付近
		使用方法の標識	器具名 使用方法 当該避難器具の使用方法を簡記すること。	白	黒	60	30	当該設備の直近の見やすい位置
消火活動上必要な施設	連結散水設備	送水口の標識	送 水 口 (連結散水設備)	赤	白	30	10	当該設備の直近の見やすい位置
	連結送水管	送水口の標識	送 水 口 (連結送水管)	赤	白	30	10	
		放水口の標識	放 水 口 (連結送水管)	赤	白	30	10	
		放水用器具格納箱の標識	放水用格納器具箱 (連結送水管)	赤	白	30	10	格納箱の表面の見やすい位置
	非常コンセント設備	保護箱の表示	非常コンセント	赤	白	25	10	保護箱の表面又は直近

備考

- 1 大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合又は縦書きとする場合には、長辺と短辺の比率をこの表の比率とすること。
- 2 屋内消火栓設備以外の消防用設備等の非常電源開閉器については、屋内消火栓設備の標識に準ずること。
- 3 標識の材質は、木板、金属板又は難燃合成樹脂板とすること。

様式第1号 (第2条関係)

(表)

立入検査証	
番 号	第 号
階 級	
氏 名	
生 年 月 日	
交 付 年月日	年 月 日
宇城広域連合 連合長 	

※ 縦8cm 横5cm

(裏)

本証は、消防法第4条第2項、第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第34条第2項の規定により発行したものである。 1 検査の際は、本証を提示すること。 2 本証は、立入検査以外に使用しないこと。 3 本証は、他人に貸与又は使用させてはならない。
--

様式第 2 号（第 3 条関係）

消防訓練実施計画報告書

年 月 日

宇城広域連合 消防署)
署 長 様

報告者名 ㊞

下記のとおり消防訓練の実施計画を報告します。

防 火 対 象 物	所 在 地	
	令別表第 1 に掲げる区分	
	名 称	
	防 火 管 理 者	
	収 容 人 員	
日 時	年 月 日 時 分～ 時 分	
訓 練 の 種 別	消火訓練 ・ 通報訓練 ・ 避難訓練	
訓 練 の 概 要		

※ 記入上の注意

- 1 複合用途（令別表第 1、16 項）の防火対象物については、「名称」及び「収容人員」について用途区分ごとに記入すること。
- 2 報告者名は、防火対象物の管理について権原を有する者を記入すること。

消防訓練実施計画概要

担 当 者 氏 名		連絡先（電話）	
訓 練 内 容	消火 通報 避難 夜間想定 防火教育 その他（ ）		
消 火 訓 練	模擬 実技（消火器 屋内消火栓 屋外消火栓 その他（ ））		
水 消 火 器	要 否（消防 訓練実施対象物）で準備する。		
通 報	模擬 実際に（119 一般加入 火災報知設備）で通報する。		
スモークマシン	要 否（消防 訓練実施対象物）で準備する。		
防火ビデオ等	要 否（タイトル名： ）		
消 防 職 員 要 請	有 無（訓練の講評 防火講話 実技指導 防御活動）を依頼		
消 防 車 両 要 請	有 無（ポンプ車 救急車 はしご車 救助工作車）		
出 向 要 請	北消防署 美里分署 網田分署 南消防署 三角分署 豊野分署 小川分署		
備 考			

- ※1 該当する項目を○で囲んでください。
 2 その他の概要は、備考欄に記入してください。
 3 訓練の実施要領等があれば添付してください。

様式第3号 (第3条関係)

消防訓練実施結果報告書

年 月 日

宇城広域連合 消防署)
署 長 様

報告者名

㊞

下記のとおり消防訓練実施結果を報告します。

防火対象物	所在地						
	令別表第1に掲げる区分						
	名称						
	防火管理者						
	収容人員						
実施日時		年 月 日 時 分～ 時 分					
火災発生想定時間			通報時分				
想定火点							
訓練に参加した人員		男		女		計	
訓練に参加しなかった人員		男		女		計	
訓練の種類別		消火訓練		通報訓練		避難訓練	
訓練概要 及び反省							

様式第 4 号 (第 6 条関係)

危険物		仮貯蔵 仮取扱	承認申請書	
様		年 月 日		
申請者		住所 (電話)		
氏 名		印		
危険物の 所有者、管理者 又は占有者	住所	電話 ()		
	氏 名			
仮貯蔵・仮取扱い の場所	所在地 ・ 名 称			
危険物の類、品名及び最大数量			指定数量 の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法				
仮貯蔵・仮取扱いの期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間		
管 理 の 状 況				
現場管理責任者	住所	緊急連絡先 ()		
	氏 名			
仮貯蔵・仮取扱いの理由 及び期間経過後の処理				
そ の 他 必 要 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		※ 手 数 料 欄
		承認年月日 年 月 日 承認番号 第 号		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 この申請書には、付近の見取図、承認を受ける場所の図面を添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

様式第 5 号（第 7 条関係）

宇城消本指令第 号

許可証

住 所

氏 名

設置場所

年 月 日付け

申請の危険物

（ ）

設置については、消防法第11条第 2 項の規定により別添のとおり許可する。

年 月 日

宇城広域連合

連合長



様式第 6 号（第 7 条関係）

許可年月日	年	月	日
許可番号	第		号
宇城広域連合 連合長			

様式第 7 号（第 7 条関係）

特 例 規 定 適 用 願

年 月 日

宇城広域連合

連合長

様

住 所

氏 名

㊞

下記の危険物施設について、危険物の規制に関する政令第23条の規定の適用を受けたいので
願い出ます。

記

- 1 危険物製造所等の所在地
- 2 危険物の製造所等名
- 3 危険物製造所等の区分
- 4 危険物の品名、数量、倍数
- 5 特例適用を受ける理由及び措置

※受付欄	※経過欄

様式第 8 号（第 7 条関係）

第	号			
	認	定	証	
			年	月 日
			宇城広域連合	
			連合長	

様式第9号 (第8条関係)

許可書類等再交付申請書

		年 月 日	
様		申請者 住所 氏名	
設置者	住所	電話 番	
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱の区分	
製造所等	許可年月日		危険物の類、 品名、最大数値 倍
	許可番号		
	検査年月日		
	検査番号		
再交付申請 許可書類等		1 申請書の副本 2 完成検査済証 3 その他 ()	
再交付申請理由		別紙のとおり	
※受付欄		※経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第10号 (第9条関係)

		年	月	日
宇城広域連合 連合長	様			
申請者				
住 所				
名 称				
氏 名		印		
製造所等許可取消申請書				
消防法第11条第1項の規定により先に受けました下記危険物 の許可を取り消してくださるよう申請いたします。				
記				
1	設置場所			
2	製造所等の区分			
3	許可年月日及び番号	年	月	日第 号
4	取消しの理由			

様式第11号 (第10条関係)

年 月 日

宇城広域連合
連合長

様

申請者

住 所

名 称

氏 名

㊞

製造所等許可取下申請書

年 月 日消防法第11条第 1 項の規定により申請しました危険物
の 許可申請を下記により取り下げいたします。

記

1 設置場所

2 製造所等の区分

3 取り下げの理由

様式第12号（第10条関係）

第	号
取下願のこと受理した	
年 月 日	
宇城広域連合	
連合長	

様式第13号 (第11条関係)

危険物製造所等変更届出書

年 月 日			
様			
届出者			
住 所 (電話)			
氏 名 (印)			
設 置 者	住 所	電 話 番	
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号			
変 更 の 内 容	新		
	旧		
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 期 日		完 成 予 定 期 日	
そ の 他 必 要 事 項			
※受付欄		※経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 この届出書には、付近見取図、変更する場所及び設備の構造仕様書図画を添付すること。

様式第14号（第11条、第15条、第18条、第20条、第24条関係）

第	号
届	出 済 証
	年 月 日
	宇城広域連合
	連合長

様式第15号 (第12条関係)

宇城消本指令第 号

不 許 可 通 知 書

住 所

氏 名 様

年 月 日付で申請のあった危険物 の
許可については、下記のとおり消防法第10条第4項の規定により危険
物の規制に関する政令に定める技術上の基準に適合していないので不許可とする。

年 月 日

宇城広域連合
連合長 印

記

教示

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算
して60日以内に に対して行政不服審査法による審査請求をすることが
できる。

様式第17号（第13条関係）

消防法による仮使用承認済	
製 造 所 等 の 別	
承 認 年 月 日 、 番 号	年 月 日 第 号
承 認 行 政 庁 名	宇城広域連合 連合長

備考

- 1 縦25cm以上、横35cm以上とする。
- 2 地は白色とし、文字は黒色とする。

様式第18号 (第14条関係)

		宇城広消予第	号
申 請 者			
住 所			
名 称			
氏 名			
仮使用承認の取消しについて			
年 月 日付け第		号による仮使用承認については、下記の理由によりこれを取り消す。	
年 月 日			
		宇城広域連合 連合長	印
記			
1 申請対象施設の設置場所			
2 理由			
教示			
この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。			

様式第19号（第15条関係）

譲 渡 引 渡 書

（甲） 譲 渡 人

印

（乙） 譲 受 人

印

今般、（甲）使用の下記危険物施設を（乙）に譲渡することとした。
今後の当該危険物施設の使用に関する一切の事項については、
（乙）の責任によって処理するものとし、（甲）は責任を負わないものとする。

本書に各々署名、捺印し、上記の証とする。

記

- 1 危険物施設の所在地
- 2 危険物施設の区分
- 3 設置の許可年月日及び番号

年 月 日 第 号

年 月 日

様式第20号（第16条関係）

第	号		
検	査	済	証
	年	月	日
宇城広域連合			
連合長			

様式第21号 (第17条関係)

タンク検査済証再交付申請書

年 月 日			
様			
申請者 住 所 氏 名 _____ 印			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
許 可 年 月 日	年 月 日	水 張 又 は 水 圧 検 査 の 別	
許 可 番 号	第 号		
完 成 検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 圧 力	k pa
完 成 検 査 番 号	第 号		
タンク検査年月日		タンク検査番号	第 号
タンク 構造	形 状	容 量	L
	寸 法	mm	
	材 質 記 号 及 び 板 厚		
製 造 者 及 び 製 造 年 月 日			
再 交 付 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第22号 (第19条関係)

実 務 経 験 証 明 書

氏 名	(年 月 日生)			
取 扱 っ た 危 険 物	類 別	第 類	品 名	
取 扱 っ た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月)			
製 造 所 等 の 区 分 (該当するものを○で囲む)	製 造 所 ・ 貯 蔵 所 ・ 取 扱 所			
上記のとおり相違ないことを証明いたします。 証明年月日 年 月 日 事 業 所 名 所 在 地 証 明 者 職 名 氏 名 印 電 話 () 番				

様式第23号（第19条関係）

年 月 日

様

氏名

印

危険物保安監督者選任承諾書

危険物保安監督者選任・解任届出書提出にあたり、下記における危険物施設の危険物保安監督者になることを承諾します。

記

設 置 場 所

事 業 所 名

危険物施設の別

許 可 年 月 日
及 び 番 号

年 月 日

第 号

（記載上の注意）

- 1 宛名は、各事業所代表者宛とすること。
- 2 設置場所、事業所名及び危険物施設の別の欄には、危険物保安監督者となる事業所について記入すること。

様式第24号 (第20条関係)

危険物取扱者届出書

年 月 日		
様		
届出者		
住所 (電話)		
氏 名 ⑩		
製 造 所 等	区 分	
	許可年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
	設置場所	
危 険 物 取 扱 者	氏 名	
	免状の種類	
	取得年月日	
※ 受 付		※ 備 考

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 法人の届出者にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 免状のコピー（裏・表）を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第25号（第21条関係）

第	号			
	認	可	証	
			年	月 日
			宇城広域連合	
			連合長	

様式第26号（第22条関係）

危 険 物 収 去 書

		番 年	月	号 日
様				
		所属 階級 氏名	⑩	
消防法第16条の 5 第 1 項の規定により、次のように危険物を試験のため収去します。				
1 収去する場所				
2 危険物の品名				
3 危険物の数量				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 正副 2 枚複写とし、副本を交付すること。

様式第27号 (第23条関係)

資料提出書

年 月 日			
様			
届出者 住所 氏名			
⑩			
設置者	住所	電話 番	
	氏名		
製造所等の所在地			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
危険物の類、品名、最大数量		指定数量の 倍	
設置又は変更許可年月日・番号			
資料の概要			
その他必要事項			
※受付欄		※経過欄	

備考 ※印欄は、記入しないこと。

様式第28号（第23条関係）

第	号
資料提出受理済	
年	月 日
宇城広域連合 連合長	

様式第29号 (第24条関係)

記載事項変更届出書

様		年 月 日	
		届出者 住所 氏名	
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	⑩
許可年月日		完成検査年月日	
許可番号		検査番号	
変更事項	変更前		
	変更後		
変更の理由			
※受付欄		※経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第30号 (第25条関係)

危険物		製造所 貯蔵所 取扱所	使用	休止 再開	届出書
年 月 日					様
届出者 住所 氏名					⑩
設置者	住 所	電 話 番			
	氏 名				
設 置 場 所					
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
製 造 所 等	許 可 年 月 日		危 険 物 の 類 、 品 名 、 最 大 数 値	倍	
	許 可 番 号				
	検 査 年 月 日				
	検 査 番 号				
休 止 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで 日間			
再 開 期 日		年 月 日			
休止、再開の理由					
休止中の管理方法					
その他必要な事項					
※ 受付欄			※ 経過欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第31号 (第26条関係)

製造所
危険物 貯蔵所 災害発生届出書
取扱所

様		年 月 日		
		届出者 住所 氏名 ㊞		
設 置 者	住 所	電 話 番		
	氏 名			
発 生 日 時				
製 造 所 等	区 分	許可	年 月 日 第 号	
		検査	年 月 日 第 号	
	発生当時の危険物取扱者	住 所	免 状 の 種 類 交 付 年 月 日 号 番	
		氏 名		
発 生 原 因				
発 生 状 況				
被 害 状 況	死 傷 者		損害見積額	
	建 物		円	
	施 設		円	
	内 容 物		円	
その他必要な事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第32号（第29条関係）

公 示	
下記のとおりたき火及び喫煙を禁ずる。	
区 域	
期 間	
違反すると消防法によって罰せられます。	
宇城広域連合 連合長	

--	--

備考

- 1 掲示板の寸法は、縦45cm、横60cmとする。
- 2 杭の寸法は、縦120cm、横10cmとする。
- 3 地は、白色とする。
- 4 文字は、黒字とする。

様式第33号(第31条関係)

消防用設備等(特殊消防用設備等)特例適用申請書

年 月 日			
宇城広域連合消防本部 消防長 様			
届出者 住所 (電話) 氏名 印			
消防法施行令第32条の規定による特例を受けたいので、下記のとおり申請します。 なお、その後事情変更等により特例適用の申請理由と相違するに至った場合は、法令に適合した消防用設備等(特殊消防用設備等)を設置いたします。 記			
対 象 物 の 位 置			
対 象 物 の 名 称		用 途	
対 象 物 の 構 造	耐火・準耐火・その他	階 層	地下 階、地上 階
延 べ 面 積	m ²	特 例 適 用 対 象 面 積	m ²
特 例 適 用 区 分	免除 ・ 減免 ・ 代替設備 ・ その他 ()		
設置義務消防用設備等(特殊消防用設備 等)			
特例の適用を申請する消防用設備等(特殊消防用設備等)			
申 請 内 容 等			
※受付欄	※経過欄		
	上記申請について承認する。 年 月 日 宇城広域連合消防本部 消防長 印		

- 備考 1 防火対象物の案内図、配置図、各階平面図等申請内容が判別できる関係図面を添付してください。
- 2 代替設備等による特例適用申請の場合は、その仕様書及び計画図を添付してください。
- 3 ※欄には、記入しないでください。